

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。	平成26年 12月議会 議案 第127号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当)	消防局 総務課 089- 926-9229
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市市民交通傷害保障条例を廃止する条例	市民交通傷害保障制度を廃止するものです。	平成26年 12月議会 議案 第128号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施要綱第3条第1項各号のいずれに も該当しないため	市民 相談課 089- 948-6704
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(1) 出産育児一時金の額を39万円から40.4万円に引き上げるものです。 (2) 出産育児一時金の加算額を3万円から1.6万円に引き下げ るものです。	平成26年 12月議会 議案 第129号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当)	国保・ 年金課 089- 948-6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
4	松山市畑寺福祉センター条例等の一部を改正する条例	児童福祉法の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。	平成26年 12月議会 議案 第130号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当)	障がい 福祉課 089- 948-6353
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。	平成26年 12月議会 議案 第131号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当)	子育て 支援課 089- 948-6418
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	道路法施行令の改正に伴い、国道の占用料に準じて市道の占用料を適正化するものです。	平成26年 12月議会 議案 第132号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	道路 管理課 089- 948-6473
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年12月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条 例 名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
7	松山市自転車等の駐 車対策に関する条例 の一部を改正する条例	JR三津浜駅に自転車等駐車を 設置するものです。	平成26年 12月議会 議案 第133号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項である ため(実施要綱第3条第1項第2号括弧 書に該当)	総合 交通課 089- 948-6448
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、
必要な事項を公表する ⇒ 市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒ 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、
という一連の手続をいいます。